

別紙 1

地域開放推進費補助事業概要

項目	内容
補助対象園	学校法人立の幼稚園（予定園含む）及び認定こども園 <u>※ただし、市町村より地域子育て支援拠点事業の委託または補助を受けている園は除く</u>
補助条件	・幼稚園の有する施設や教育機能を<u>地域に</u>広く開放していること <u>（在園児や在園児の保護者のみを対象とした事業は補助対象事業として認められません。）</u> ・補助対象事業を2事業以上実施していること ・場所の提供ではなく、幼稚園等が主催するものであること
留意事項	（１） 実施事業について、地域への周知を図ること。 （２） 実施事業への参加を入園の優遇条件としないこと。 （３） 参加費用については、実費徴収分を除き無料とすること。
補助対象事業 及び 【補助基準回数】	① 子育て相談・教育相談事業 【1カ月に2回以上実施】 ② 子育て講演会・セミナー等開催事業 【1年間に2回以上実施】 ③ 親子のふれあい交流事業 【1学期に1回以上実施】 ④ 園地園舎の開放事業 【1週間に4回以上実施】 ⑤ 地域とのふれあい交流事業 【1年間に2回以上実施】 ※①から⑤のうち2事業以上、各事業の【補助基準回数】を満たして実施していること ※私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費との切り分けができていないこと。
補助対象経費	補助対象事業にかかる人件費・管理経費 人件費： <u>地域開放事業のための職員に対する給与等</u> ※常勤職員は時間外勤務、休日出勤手当のみ 管理経費：消耗品費、光熱水費、通信費、印刷製本費、 報酬・謝礼費、保険料等（減価償却費を除く） ※飲食代やお土産代は対象外。 ※経常費補助金や預かり保育推進費補助金等、他の補助金の対象経費を除く。

補助単価	1園につき 60 万円以内 （2 事業以上の合計）※千円未満切捨て 認定こども園加算 1園につき 20 万円以内を加算※千円未満切捨て （地域開放推進費補助事業を実施する認定こども園で、かつ「子育て相談・教育相談事業」を実施し、その実施回数が「神奈川県認定こども園の要件に関する取扱基準」又は「幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準」で規定する「第 1 号に掲げる事業」又は「第 2 号に掲げる事業」の実施回数を満たす園に加算する
認定こども園加算	子育て相談・教育相談事業を実施する認定こども園が、次のどちらかの事業を実施する場合、1園につき 20 万円以内を加算する 【園における相談事業】 <u>1 週間に付き 3 日以上（年間 117 日以上）</u>、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する。併せて、地域の子どもの養育に関する援助を希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体等との連絡及び調整を実施する 【地域の家庭における相談事業】 <u>すべての開園日に</u>、地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。併せて、地域の子どもの養育に関する援助を希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体等との連絡及び調整を実施する
補助対象園の 選定方法	地域のバランスと実施内容から選定 ※補助希望が多い場合は、選定条件に合致している場合でも、補助が出来ない場合や補助額が減額される場合がありますので、あらかじめご了承ください